

大間町告示第55号

条件付き一般競争入札公告

下記の工事について、条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年7月21日

大間町長 野 崎 尚 文

記

1. 競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 第 10 号
- (2) 工 事 名 (仮称) 大間町学校給食センター建設工事
- (3) 工事場所 青森県下北郡大間町大字大間 地内
- (4) 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日から
令和9年12月24日まで
- (5) 工事概要
 - ① 給食センター
 - ・構 造 鉄骨造平屋建
 - ・延べ面積 $A=580.00\text{m}^2$
 - ・工事内訳 建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式
 - ② ゴミ庫
 - ・構 造 プレハブ平屋建
 - ・延べ面積 $A=5.42\text{m}^2$
 - ・工事内訳 建築工事一式
 - ③ 電気／発電機庫
 - ・構 造 鉄骨造平屋建
 - ・延べ面積 $A=55.06\text{m}^2$
 - ・工事内訳 建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式

2. 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次の要件を満たす2者以上により構成される特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 共同企業体の構成員の共通資格

- ア 令和8・9年度大間町競争入札参加者名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ウ 特定建設工事共同企業体入札参加資格参加申請書提出日から入札日までの間に、大間町建設業者等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書提出日から入札日までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生または再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

(2) 代表者の資格

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る本店の所在地が青森県むつ下北管内または上十三管内にある者であること。
- イ 最新の青森県有資格建設業者名簿において、建築一式工事の等級が特A級である者。
- ウ 公告日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の許可に係る特定建設業の許可を有していること。
- エ 次のいずれにも該当する主任技術者または監理技術者を専任で工事現場に配置できること。
 - ① この工事に対応する国家資格を有する者。
 - ② 当該入札参加者と直接的な雇用関係にある者。

(3) 構成員の資格

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る本店の所在地が大間町内にある者であること。
- イ 最新の青森県有資格建設業者名簿において、建築一式工事の等級がA級である者。

(4) 共同企業体の結成に関する留意事項

- ア 結成方式は、自主結成とすること。
- イ 代表者の出資比率は構成員の中で最大であること。
- ウ 構成員の出資比率は30%以上であること。

3. 資格の審査

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 配置予定技術者調書（様式第2号）
- ③ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員の分）

- ④ 特定建設工事共同企業体協定書（様式は任意とし、協定期間は契約終了後3ヵ月を経過するまでの間とする。）
- ⑤ 委任状（様式第3号）
- ⑥ 使用印鑑届（様式第4号）
- （2） 提出方法
大間町総務課まで、上記書類を各1部持参し、提出すること。
- （3） 受付期間等
 - ① 受付期間 令和8年7月21日（火）から令和8年7月27日（月）まで
ただし、閉庁日を除く。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- （4） 審査結果
 - ① 資格の審査結果については、申請者に対して令和8年7月28日（火）までにFAXにより通知する。
 - ② 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。なお、審査結果の通知を受けた日の翌日から3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条で規定する行政機関の休日を除く）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
- （5） その他
 - ① 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - ② 提出された書類の差換えおよび訂正は認めない。また、提出された書類の内容を聴取し、別途関係書類の提出を求めることがある。
 - ③ 本件入札に参加資格を有する者が、入札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。
 - ア 入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - イ 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ウ 入札に参加することが著しく不相当と認められるとき。

4. 設計図書等の縦覧

- （1） 縦覧期間 広告の日から令和8年8月4日（火）まで
- （2） 縦覧方法 大間町ホームページに掲載
<https://www.town.ooma.lg.jp>
- （3） 設計図書に対する質問
設計図書に対する質問がある場合は、令和8年7月29日（水）正午までに総務課へ質疑応答書を提出すること。

5. 入札執行日時および場所

- (1) 入札日時 令和8年8月5日(水) 11時00分
- (2) 入札場所 大間町役場2階 中会議室2

6. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札金額の根拠となった積算内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の工事価格は、入札書の金額と一致していること。
- (3) 工事費内訳書の提出がない者は入札に参加できないものとする。

7. 入札執行回数

3回とし、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

8. 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付または契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。

- ① 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

9. 最低制限価格

有

10. 中間前払金および部分払

落札決定後に中間前払金および部分払のいずれかを届け出るものとし、契約締結後の変更は認めない。

11. 入札条件

大間町財務規則に定める入札者心得を遵守すること。

12. 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

13. 契約の締結

- (1) この工事に係る契約は、大間町議会の議決を要するので、落札決定後、7日以内に仮契約を締結し、契約の締結に係る議案の可決後、本契約となる。

14. その他

- (1) 受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、大間町内の事業者を優先的に選定するよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、建設資材等を調達するにあたり、大間町内の企業から調達するよう努めるものとする。

15. 問い合わせ先

大間町役場 総務課 管財係

〒039-4601

青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地 4

TEL : 0175-37-2111

FAX : 0175-37-2478